

市の計画（素案）等についての 市民意見の概要と市の考え方に ついて公表します

市では、1月5日～19日の間に、次の計画（素案）等について市民意見の募集（パブリックコメント）を行い、ご意見をいただきました。

ご意見の概要と市の考え方は次のとおりです。
※本紙では市民意見の概要と市の考え方を要約して掲載しています。全文は市ホームページからご覧ください。

▼福生市交通安全計画（素案）

【意見提出者】2人（2項目）
【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

市民意見の概要	意見に対する市の考え方
第3章3項道路の整備（4）防護柵の整備、は主要幹線道路に必要な対策であって、幅員の狭い生活道路には適さないことは言うまでもないが、この素案では不明確な記述になる。	防護柵の整備はご指摘の通り道路幅員や歩道の有無によって設置が困難なところもありますが、生活道路であっても通学路に指定される場合等を考慮すると、可能な限り設置することが望ましいと考えます。 いただきましたご意見を踏まえ、今回の交通安全計画には速度抑制対策を加えます。 一方通行等の規制については、周辺住民の方へ利益、不利益ともに生じることとなりますので、町会等地域住民の要望をいただいたのち、交通管理者である福生警察署に要望することとしています。
①歩行者の保護のために歩道の幅の確保と歩道上にある電柱の地下化の計画を提案する。 ②道路整備の回数を増やすことを提案する。白線や道路上の表示が消えていることが多い気がする。また、道路の亀裂や陥没も多く見られる。年次計画の中に道路の改修、整備を位置づけたらよいと思う。 ③音の出る信号を設置することを提案する。視覚障害の人にとって交差点は恐ろしいところ。主だった所に音の出る信号が必要。	①電線の地中化等に関わる道路整備や白線や陥没の補修、といったことは交通安全計画ではなく、今後予定している道路整備計画や道路維持計画で推進していきたい項目と考えております。 ②ご指摘のあったように道路整備計画上の年次計画で効率的に整備を実施していきたいと考えております。 ③音の出る信号機、いわゆる音響式信号機の設置については市役所や病院等を中心に設置を検討していきたいと考えております。視覚障害者の方の通行量等を見極め、信号機を管理する警視庁へ要望していきます。

▼福生市立地適正化計画（素案）

【意見提出者】1人（1項目）
【問合せ】まちづくり計画課計画グループ ☎ 551・1952

市民意見の概要	意見に対する市の考え方
①誰もが利用でき、駅にも行ける市民バスの整備 ②住民の意見を生かした新たな公園整備 ③公民館活動の充実と予算の増額 ④公民館活動や公園の整備統合・規模縮小反対	①福祉バスの更なる利便性向上に向け、増便等の検討を行います。福生駅西口地区周辺における公共・福祉機能の導入と連携し、駅周辺等の拠点へのアクセス確保を目指します。 ②公園施設のニーズに基づき、特色ある公園への再編や廃止等を視野に入れた再整備の方針を策定します。 ③ファミリー世帯向け事業の実施、高齢者の居場所の創出を目指します。また、20代、30代に向けた事業展開も検討していきます。 ④②・③に対する市の考え方のとおりです。

▼福生市第3期特定健康診査等実施計画（素案）

【意見提出者】1人（1項目）
【問合せ】健康課 ☎ 552・0061

市民意見の概要	意見に対する市の考え方
血液一般、がんの早期発見のための検査等を取り入れるなど、特定健康診査項目の充実を図ってほしい。	特定健康診査は、生活習慣病の予防を目的としており、健診項目は法令等に定められています。 また、血液一般検査のうち貧血検査（ヘマトクリット値・血色素量・赤血球数）は詳細な健診の項目と定められ、医師の判断により実施されています。市では特定健康診査の追加項目として、尿酸・クレアチニン・健診結果説明を実施しており、その他の健診項目を追加することについては、国の指針等に基づき対応していきます。また、がんの予防および早期発見を目的として、健康増進法の規定に基づき各種がん検診を実施していますので、ご活用いただきたいと思います。

▼福生市国民保護計画（素案）に関する意見

【意見提出者】1人（1項目）
【問合せ】安全安心まちづくり課防災係 ☎ 551・1638

市民意見の概要	意見に対する市の考え方
福生市が市民の安全を守るためには、危険な横田基地をそのままにしておいてはいけないと考えるので、国に撤去を働きかける必要があると考える。	本計画は、横田基地があることを含めた本市の実情を前提とした国民保護に係る各種対応を示したものであり、ご指摘の基地の撤去に関する働きかけにつきましては、計画の主旨から見ても、盛り込むことは考えておりません。

▼福生市介護保険事業計画（第7期）【中間答申】

【意見提出者】1人（1項目）
【問合せ】社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎ 551・1522

市民意見の概要	意見に対する委員会（※）の考え方
①医療・介護・福祉の連携強化と地域のネットワーク作りの強化・充実の方向性は分かるが、具体策が見えない。 ②要支援、要介護1、2を介護保険から外そうとしている中、限られた予算の中での市の対処方法や方向がはっきりしない。市の負担を増やさないう、国に要望・要請を強めるべきだと思う。そのうえで、介護保険の水準を落とさず、あらゆる財源を使って高齢者を守る事業計画にするよう要望する。 ③保険料は値上げをせず、保険料と利用料の負担軽減の対象を広げ、75歳以上の医療費は無料にしてほしい。介護家族の負担も増大しつつあり、特に低所得者や家族に対し、市が補助金を出すなど、充実させてほしい。 ④介護認定も書類重視でなく、現場の声を反映できるようにし、地域包括支援センターは人員増、専門性の向上を重視してほしい。	①高齢者の自立支援や要介護状態の重度化防止、健康寿命の延伸など、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、介護保険サービスの量的整備と質の向上を図るとともに、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の一体的な提供を行うための地域包括支援センターの機能強化や医療・介護の連携の推進など、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて体制を整備していきます。 ②要支援の方の訪問介護と通所介護は、地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業に移行されたもので、要介護1、2の方は介護保険の継続となっています。市の負担を増やさぬよう、適切な介護予防事業の推進、国や都へ負担割合見直し等の要望、被保険者の確実な保険料納付等による財源確保に努めます。 ③介護給付費準備基金を活用し、介護保険料の上昇の抑制に努め、特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費等の支給を継続し、低所得者に配慮します。 ④介護認定は、調査の中立・公平性を確保するため、調査内容・結果の基準、主治医意見書との整合性等を継続して点検していきます。地域包括支援センターは、機能強化を行い、効果的かつ効率的な運営を行うため、体制の見直しを検討していきます。
※委員会：市から計画について諮問をしている福生市地域福祉推進委員会のこと。	

▼福生市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画【中間答申】

【意見提出者】1人（1項目）
【問合せ】社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎ 551・1522

市民意見の概要	意見に対する委員会（※）の考え方
障害者権利条約と障害者基本法の理念を継承し、特に障害当事者の意見が十分に反映できるよう、当事者参加による事業計画の策定を重視してほしい。また、障害当事者が参加する、実施状況を監視する合議体（委員会など）を設置してほしい。	本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法および国の指針を踏まえており、障害者団体の代表者も参加されている「福生市地域福祉推進委員会」に諮問し、計画案を作成しています。 計画策定の前段として、市内の障害者の方に対し、生活実態調査も実施しており、ここで得られた意見を計画に反映しています。障害者の方や障害福祉サービス事業所の職員等で構成された、「福生市地域自立支援協議会」でも、本計画への意見聴取を行いました。また、策定された計画は、「福生市地域福祉推進委員会」で毎年実施状況を確認し、事業の進捗管理を行っています。
※委員会：市から計画について諮問をしている福生市地域福祉推進委員会のこと。	

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎ 539・2061または ☎ 539・2062